

地方行政サービス改革の取組状況等(平成27年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名
2	青森県

(1)民間委託

	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】
			全国委託率
本庁舎の清掃			100.0%
本庁舎の夜間警備			100.0%
案内・受付			97.2%
電話交換			89.2%
公用車運転			91.5%
学校給食(調理)			100.0%
学校給食(運搬)			100.0%
学校用務員事務	○	現時点では未定だが、引き続き、人員見直しについて検討していく。	34.1%
水道メーター検針			100.0%
道路維持補修・清掃等			100.0%
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%
ホームページ作成・運営			100.0%
調査・集計			100.0%

※平成27年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体
委託率(%)【算出方法:委託実施団体数÷事業実施団体数(「全部直営かつ専任職員無し」除く)×100】

(2)指定管理者制度等

	公の施設数	制度導入施設数	導入率	導入に対する考え方【未導入施設がある団体のみ回答】	【参考】
					全国導入率
体育館	1	1	100.0%		93.7%
競技場(野球場、テニスコート等)	4	4	100.0%		89.5%
プール	2	2	100.0%		92.6%
海水浴場	0	0			60.0%
宿泊体養施設(ホテル、国民宿舎等)	0	0			100.0%
体養施設(公衆浴場、海・山の家等)	0	0			96.7%
キャンプ場等	0	0			98.5%
産業情報提供施設	0	0			53.1%
展示場施設、見本市施設	0	0			97.7%
開放型研究施設等	0	0			25.4%
大規模公園	2	0	0.0%	個別業務を民間に委託しており、制度導入のメリットが乏しい	87.9%
公営住宅	40	38	95.0%	導入の可否について、検討を進めている	67.1%
駐車場	2	2	100.0%		75.6%
大規模霊園、斎場等	0	0			100.0%
図書館	1	0	0.0%	導入の可否について、検討を進めている	9.5%
博物館(美術館、科学館、歴史館、動物園等)	3	2	66.7%	導入の可否について、検討を進めている	49.1%
文化会館	0	0			93.1%
合宿所、研修所等(青少年の家を含む)	3	1	33.3%	導入の可否について、検討を進めている	64.9%
特別養護老人ホーム	0	0			66.7%
介護支援センター	0	0			100.0%
福祉・保健センター	8	6	75.0%	個別法により県が直営しているほか、中核的機関として保健所・市町村等を指導していること	65.9%
児童クラブ、学童館等	0	0			85.7%

導入率(%)【算出方法:制度導入施設数÷公の施設数×100】

(3)総務事務センター

設置状況	委託状況									【参考】	
設置済み	委託有									全国	
		対象部局				対象業務				設置率	委託率
		首長部局	企業局	教育委員会	その他	給与	旅費	福利厚生	財務会計	95.7%	72.3%
		○	○	○		○	○				

「設置予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未設置の理由」を、「設置予定あり」の団体は「設置予定時期」を記述してください。
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

(4)クラウド化

実施済み		種類	実施時期	【参考】	
		自治体クラウド		実施率(全国)	
		単独クラウド		自治体クラウド	単独クラウド
				0.0%	12.8%
実施予定		種類	実施予定時期		
		自治体クラウド			
		単独クラウド			
検討中	○	検討状況			
		今年度、情報システムの調達及び運用保守経費の削減、運用利便性の向上及びセキュリティレベルの向上を図ることを目的として、仮想化技術を利用したサーバ統合やクラウドサービス等外部サービスの利用を推進するための最適化実施手順を策定中。また、この中で汎用コンピュータシステムの見直し検討に向けた長期的課題と対応策の整理も行うこととしている。			
未実施		実施しない理由			

(5)公共施設等総合管理計画

策定済み		策定予定	○	策定予定時期	平成28年度
【参考】					
策定割合(全国)					
23.4%					

(6)地方公会計の整備

統一的な基準による財務書類の作成状況(一般会計等財務書類)					
作成済み		作成予定	○	作成完了予定年度	平成29年度
【参考】					
作成割合(全国)					
0					

※ 統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。